

企業人材確保支援事業交付金

人材不足業種における人材確保を支援するため、
対象者の採用時に**入社支度金等**を支給した事業者に対し、交付金を支給します。

対象業種

市内に事業所を有し、市内で事業を行っている事業者のうち、以下の事業を営む事業者

- ・ **建設業** (大分類が建設業※1)
- ・ **福祉・介護事業** (中分類が社会保険・社会福祉・介護事業※1)
- ・ **製造業、ソフト産業、宿泊業** ※2
- ・ **道路旅客運送業、道路貨物運送業**
(中分類が道路旅客運送業または道路貨物運送業※1)



※1 日本標準産業分類(平成25年10月改定) ※2 雲南市産業振興条例施行規則第3条に定める対象業種

交付対象

以下の①、②の条件を両方満たす事業者が対象です

- ① ・ UIターン者
・ 市内転居者
・ 市外事業者からの転職者
- いずれかの採用時に
入社支度金等を交付した
事業者

- ② ①で雇い入れた者を3か月以上勤務させた事業者

※雲南市内の事業所で3か月以上業務に従事させ、交付金申請時に正社員であること

入社支度金等とは

事業者が雇用する者の転居・転職にかかる費用等に対して支給する手当のうち、
事業所内の規定※3に基づき支給するもの。

※3 従業員等採用規定・採用募集要項・求人票など

交付金額

交付金額：支給した入社支度金等の**実費額**

<交付上限額>

- ① UIターン者または市内転居者 10万円/人
② 子育て世帯※5の場合、10万円/世帯 加算
- ③ 市外事業者からの転職者
・ 市内在住者 10万円/人
・ 市外在住者 5万円/人

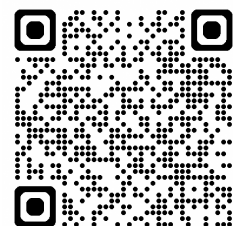
※5 夫婦いずれかが40歳未満である世帯、または16歳未満の子どもがいる世帯

申請のながれ

- ① 採用時の事前相談 (事業者⇒市役所)
 - ② 対象者の採用 (事業者)
 - ③ 入社支度金等の交付 (事業者⇒採用者)
- ↓
- ↓ 3か月以上勤務後
- ↓
- ④ 市へ交付金申請 (事業者⇒市役所)
 - ⑤ 交付金支給 (市役所⇒事業者)

詳細および

様式のダウンロードについては
ホームページをご覧ください。



ホームページはこちら

【本件に関するお問い合わせ先】

雲南市 商工振興課 (TEL 0854-40-1052)